

- 松島和久委員長 それでは、皆様、お疲れさまでございます。
ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。
それでは、これより議案の審査を行います。
本委員会に付託されました案件は、総務部所管の議第49号「焼津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の1件であります。
それでは、議第49号を議題といたします。
議案書は1ページ、参考資料は1ページからです。
ただいま、市長からの提案理由と、そして補足説明が部長のほうからありました。
それでは、議第49号に対する質疑に入ります。
質疑、意見のある委員は御発言願います。
- 深田ゆり子委員 今回の改正により非常勤職員の皆さんも育児休業が取得しやすくなるということなんですけれども、少しお聞きします。
まず、第2条の（4）で、対象者が非常勤職員となっておりますが、この辺は会計年度任用職員、そのほかどんな種類がありますか。
- 久保山晋一人事課長 深田委員にお答えします。
非常勤職員の会計年度任用職員以外ということなのですが、任期付職員と、あと育児短時間勤務に伴う職員。育児休業の代替の職員です。といった者が対象となります。
以上です。
- 深田ゆり子委員 任期付職員というのは何年の契約というか、そういうのは決まっているんですか。
- 久保山晋一人事課長 その者によって年数は異なりますが、おおむね3年を基本としております。
以上です。
- 深田ゆり子委員 育児休業代替職員もこの対象になるということで、育児休業代替職員も育児休業を取得できるということですね。そうした場合、どうなるのか。
- 久保山晋一人事課長 もし育児休業の代替職員が産休、育児休業を取得した場合は、その代替の職員ですね。
- 深田ゆり子委員 代替の代替になると。
- 久保山晋一人事課長 はい。採用といいますか、雇用といいますか、そういう形になります。
- 深田ゆり子委員 分かりました。
代替が繰り返されるということなんですけれども、あと、会計年度任用職員の方は基本的には1年ですよね。1年といいますと、翌年の更新というのが、更新が採用されることが明らかだったらできますよということなんですけど、それはいつ頃決まるんですか。
- 久保山晋一人事課長 明らかでない場合、取れないということですので、基本的には採用、1年の任期ではあるんですけども、継続を必ずしないということではないものですから。

- 深田ゆり子委員 そうなのですが。
- 久保山晋一人事課長 もちろん勤務成績に応じて雇用できるかどうかという審査といたしますか、あるんですが、明らかでない場合は取れないという状況です。
- 深田ゆり子委員 なので、明らかになるのはいつの時期なのですか。
- 久保山晋一人事課長 年明けの2月、3月、その頃に更新の話というのを話していただくことになっています。
- 深田ゆり子委員 2月、3月で、4月から仕事をされた会計年度任用職員の方が8月、9月になって妊娠が分かって、その後ですと、10、11、12ぐらいは三、四か月で妊娠がまだ不安定なときで、戻ってしまう、つわりとか、いろいろ状況があまり思わしくないという状況が続いている期間があると思うんですよね、三、四か月。そういう方なんかは、業務状態が好成績にはつながらないと思うんですね。そういうのも加味されて、でも、その方が翌年度も継続したいと、だけど、翌年度は継続する、したいけれども、もう妊娠、出産に入るので育児休暇になるんですけど、そうなった場合、どういうふう判断されるんですか。
- 久保山晋一人事課長 あくまでも、勤務、4月以降の継続につきましては、その仕事ができるということを大前提に競争試験といいますか、選考しますので、それについては、妊娠を理由にということではないのですが、勤務できるかどうかという最低限の条件といたしますか、それをクリアしている方をどうしても任用するという形になってしまうかとは思いますが、あくまでも、その仕事ができるかどうかというところの中で、そういうふうな応募していただいた方を含めた中での選考という形になります。
- 以上です。
- 深田ゆり子委員 妊娠したつわりの期間というのはかなり大変になっていますので、そういうことがやっぱり継続する、できるかどうかといったときの業務実態を配慮できるかどうかということにもつながるんですが、その辺はどうなんですか。
- 久保山晋一人事課長 こちらは、所属がそういった状況の中で、会計年度さんがお休みして対応できるんだろうか、そういうような状況を踏まえた中で、必要であればその代替えという形も考えていかなきゃいけないなと思っております。
- 以上です。
- 深田ゆり子委員 主に会計年度任用職員さんと任期付職員さんと育児休業の代替職員さんがいらっしゃるんですけど、大体それぞれ何人ぐらいなんですか。そのうち対象者、こちらの育児休業の今回のに関する条例の対象者というのはどのぐらい見通しているんですか。分からないか。年齢的な。
- 久保山晋一人事課長 それこそ出産に関わる話ですので、年齢によっても異なってくるかと思います。会計年度任用職員の総数は把握しておるんですが、年齢構成まではちょっと今分からないものですから、年齢に応じて変わってくるかと思いますが、そこについてはちょっと、現時点、今回では調べておりません。
- 以上です。
- 松島和久委員長 ありがとうございます。
- 詳細に関しては個別案件でもあるところもあると思いますし、全体案件としてこれを判断していただきたいなと思います。

○深田ゆり子委員 今回、育児休業の新しい条例がどれだけ取りやすくなるのかということとで今質疑しているものですから、全体像と個別と両方聞かなきゃ分からないんですよ。ですから、会計年度任用職員の年齢別構成、任期付職員と育児代替職員のそれぞれの年齢別構成を、また後日で結構ですので、教えていただきたいと思います。

以上です。

○松島和久委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第49号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○松島和久委員長 挙手総員であります。よって、議第49号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

これをもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。

皆様、御苦労さまでした。

閉会 (9 : 47)